



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年5月27日(金) 第10004号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○道路の供用開始(同)	2
公 告	
○農地を利用する権利を設定する裁定の申請(農業構造政策課)	2
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等	3
○政治団体の異動事項	4
○政治団体の解散届出	5
○資金管理団体の名称等	5
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	5
議 会 規 則	
○群馬県議会傍聴規則の一部を改正する規則(総務課)	7
○群馬県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則(議事課)	7
落 札	
○落札者等の決定(警察本部会計課)	10
○同	10
○同	11

■ 告 示

◎群馬県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	伊勢崎大間々線	桐生市新里町新川字新宮1511番の1地先から同市同字同1463番の8地先まで	前	9.4～10.8	59.2
			後	9.4～16.0	59.2

◎群馬県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	伊勢崎大間々線	桐生市新里町新川字新宮1511番の1地先から同市同字同1463番の8地先まで	令和4年5月27日

■ 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

群馬県知事 山本 一 太

1 申請に係る農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
館林市上早川田町字村東161番	田	991	（亡）赤坂勝治

- 2 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在となっている。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。（米麦作）
- 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和4年8月1日	令和14年7月31日まで (10年)	51,530円 (年額5,200円/10a)

- 5 意見書の提出
申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。
- (1) 提出期限
令和4年6月10日
- (2) 提出先
群馬県農政部農業構造政策課
- (3) 記載事項
 - ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
 - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年5月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
小川栄治後援会	小川栄治	小澤芳規	前橋市上小出町1-4-6
	令和4年4月5日		
ぬまた一新会	島田康弘	島田康弘	沼田市西倉内町792-3

	令和4年4月6日		
三石哲也後援会	三石哲也	三石哲也	伊勢崎市太田町189-3
	令和4年4月1日		
森平なおゆき後援会	森平真幸	森平真幸	高崎市吉井町吉井川659
	令和4年4月26日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和4年5月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県土地改良支部	主たる事務所の所在地	桐生市相生町1-150-1	高崎市箕郷町柏木沢1016	令和4年4月21日
	会計責任者の氏名	片山茂	村上行正	令和4年4月21日
自由民主党藤岡支部	主たる事務所の所在地	藤岡市中大塚952	藤岡市下戸塚510-2	令和4年3月30日
	代表者の氏名	神田和生	新井雅博	令和4年3月30日
	会計責任者の氏名	関口剛史	針谷あき代	令和4年3月30日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
北関東オンエア	政治団体の名称	北関東オンエア	フランチャイズ本部からオーナーを守る党	令和4年4月1日
群馬県珠算普及政治連盟	代表者の氏名	松岡茂雄	吉沢正夫	令和4年4月1日
	会計責任者の氏名	春田敏江	松田紀彦	令和4年4月1日
群馬県土地改良政治連盟	主たる事務所の所在地	桐生市相生町1-150-1	高崎市箕郷町柏木沢1016	令和4年4月15日

	会計責任者の氏名	片山茂	村上行正	令和4年4月15日
笹川ひろよし後援会	代表者の氏名	松本徹	大久保修一	令和4年4月1日
高木つとむ後援会	会計責任者の氏名	加野啓二	埴田昭三	令和4年4月1日
ぬまた一新会	代表者の氏名	生方邦男	島田康弘	令和4年4月13日

◎群馬県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年5月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党群馬県第3区総支部	長谷川嘉一	令和4年3月31日
立憲民主党群馬県第4区総支部	角倉邦良	令和4年3月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年5月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
三石哲也	伊勢崎市議会議員	三石哲也後援会	伊勢崎市太田町189-3	令和4年4月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第31号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示(昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

令和4年5月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表1の項中「公立館林厚生病院」を「邑楽館林医療企業団 公立館林厚生病院」に、「松井田病院 同
 「松井田病院 同 松井田町新堀1300の1
 松井田町新堀1300の1」を 医療法人信愛会本多病院 同 鷲宮205-1 に、
 医療法人信愛会介護医療院本多病院 同 鷲宮205-1 」
 「介護老人保健施設せせらぎ苑 同 松井田町新堀1300-1」を 「介護老人保健施設せせらぎ苑 同
 介護老人保健施設うらく 同
 松井田町新堀1300-1 鷲宮205-1 」に改め、表2の項中「住宅型有料老人ホームケアハウス前橋 同 青梨子町
 1680番地5」を 「住宅型有料老人ホームケアハウス前橋 同 青梨子町1680番地5
 特別養護老人ホームほなみ 同 朝倉町842-1 に、「特別養護
 特別養護老人ホームほなみユニット型 同 朝倉町842-1 」
 老人ホーム妙義するすみ 同 妙義町下高田1887番地1」を 「特別養護老人ホーム妙義するすみ 同
 妙義れんげの里 同
 妙義町下高田1887番地1 妙義町下高田1868 」に、「特別養護老人ホーム「楽聚」ユニット型 同 松井田町二軒在家776
 妙義町下高田1868 -1」を 「特別養護老人ホーム「楽聚」ユニット型 同 松井田町二軒在家776-1
 サービス付き高齢者向け住宅 らら さぎのみや 同 鷲宮592-2 」に改める。

■ 議会規則

群馬県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月二十七日

群馬県議会議長 星 名 建 市

群馬県議会規則第一号

群馬県議会傍聴規則の一部を改正する規則

群馬県議会傍聴規則(昭和三十七年群馬県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「ゼッケン」を「ゼッケン」に、「ヘルメット」を「ヘルメット」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「ラップ」を「ラップ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第七号」を「第六号」に改める。
第十三条第三号中「ゼッケン」を「ゼッケン」に、「ヘルメット」を「ヘルメット」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 スマートフォン、パーソナルコンピュータ、タブレット端末その他の情報通信機器の電源を切ること。ただし、会議資料等の閲覧のため、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月二十七日

群馬県議会議長 星 名 建 市

群馬県議会規則第二号

群馬県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

群馬県議会委員会傍聴規則(平成十一年群馬県議会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の裏面4の(5)を次のように改める。

(5) スマートフォン、パーソナルコンピュータ、タブレット端末その他の情報通信機器の電源を切ること。
別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号(第3条関係)

委員会傍聴申出書

年 月 日

委員長 あて

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり委員会を傍聴したいので、申し出ます。

定例会等の名称	年 回 定例会・臨時会
委 員 会 名	常任・議会運営・特別 委員会
期 日	年 月 日

受付番号	受付印

この規則は、公布の日から施行する。

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和4年5月27日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動車燃料（レギュラーガソリン・店頭給油・警察本部）の購入（単価契約）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 三山石油株式会社 群馬県前橋市大手町二丁目2番10号
- 5 落札金額 157円（1リットル当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年2月8日
- 8 契約方法 単価契約

次のとおり落札者を決定した。

令和4年5月27日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 職員仮眠用寝具の借り上げ（複数単価契約）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社小山商会北関東営業所 埼玉県上尾市中妻三丁目4-4
- 5 落札金額

品 目	単 位	単 価
掛布団	枚	9円/日
敷布団	枚	10円/日
マットレス	枚	10円/日
枕	個	5円/日
羽毛肌掛け	枚	12円/日
掛布団カバー	枚	90円/枚
羽毛肌掛けカバー	枚	90円/枚
シーツ	枚	81円/枚
枕カバー	枚	30円/枚

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年2月8日
- 8 契約方法 複数単価契約

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年5月27日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 IC運転免許証作成用消耗品の購入(単価契約) ICカード基体(優良)270箱、ICカード基体(一般)130箱、ICカード基体(新規)18箱、経歴証明書用カード基体36箱、インクリボンセット(4種)200箱、裏面印字用リボン6箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年4月4日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額 ICカード基体(優良)1箱347,400円、ICカード基体(一般)1箱347,400円、ICカード基体(新規)1箱347,400円、経歴証明書用カード基体1箱129,600円、インクリボンセット(4種)1箱136,000円、裏面印字用リボン1箱16,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当
- 8 契約方法 単価契約

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
